

令和6年度長岡市社会福祉法人指導監査実施計画

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査は、適正かつ透明性の高い法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令・関係通知に基づく法人運営が行われているかを検証するものとする。

2 重点事項

(1) 法人運営関係

- ① 理事及び監事並びに評議員は法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続きにより選任されているか検証する。
- ② 法人の理事会及び評議員会は、法令及び定款の定めに従い、決議が適正に行われているか検証する。
- ③ 監事監査において、監事が実質的な監査を行っているか検証する。
- ④ 定款、現況報告書及び役員報酬基準等法令で公開・公表が義務づけられている書類が適正に公開・公表されているか検証する。
- ⑤ 登記事項において、期限までに変更登記を行っているか検証する。

(2) 会計管理関係

- ① 会計基準及び経理規程に基づき、会計諸帳簿を整備し、内部けん制体制を確立・機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか検証する。
- ② 業務委託等の契約において、入札手続等の事務を適正に行っているか検証する。
また、経理規程に規定されている合理的な理由に基づき、随意契約を行っているか検証する。
- ③ 各種規程など支出根拠に基づき、適正な支出が行われているかを検証する。
また、現預金と帳簿の整合性、簿外資産の有無を検証する。